

堀川団地空店舗出店者常時募集において会社が負担する工事 (A工事)

| 工事名 | 工事内容 | 備考 |
|----------------------|---|---|
| 既存シャッター解体撤去工事 | 堀川通側の既存シャッターや不要な壁を撤去します。 | |
| 残存内装仕上げ撤去工事 | 店舗内に不要な内装仕上げ材が残存している場合は、それを撤去します。 | |
| 雑排水管敷設工事 | 雑排水管を敷設し、出店者が指示する位置に接続口を設置します。 | |
| 汚水管敷設工事 | 汚水管を敷設し、出店者が指示する位置に接続口を設置します。 | |
| コンクリート床打設工事 | 雑排水管及び汚水管を敷設した後、コンクリート床を打設します。 | 排水管勾配の関係から床面に段差が生じます。段差を設ける場所については、出店者と協議させていただきます。 |
| 床下配管ピット設置工事 | 上階からの雑排水管又は汚水管が西側敷地に流出するまでの区間は、床下に配管ピットを設置します。 | |
| 床排水金物設置工事 | 出店者が指示する位置に床排水金物を設置します。 | 食品衛生法の規定に基づく飲食店営業許可が必要な場合に限りです。 |
| グリーストラップ設置工事 | 出店者が指示する容量のグリーストラップを設置します。 | 食品衛生法の規定に基づく飲食店営業許可が必要な場合に限りです。 |
| 211号室 ダストシュート開口工事 | ダストシュートをダクトとして使用する場合は、出店者が指示する大きさのダクト用開口を設置します。 | 食品衛生法の規定に基づく飲食店営業許可が必要な場合に限りです。 |

※各設備に係る手続き等については、「店舗への新規入居に係る注意事項(設備関係)」をご覧ください。

店舗への新規入居に係る注意事項（設備関係）

1. 電気引込について

- ◇ 各店舗西面へ、電力量計収納盤（電灯用）を配置しており、引込点までの管路を用意しています。電気のご使用に際しては、関西電力への申し込みが必要となり、配線等は入居者の負担となります。（詳しくは、専門工事店（電気工事店）と十分協議を行ってください）
- ◇ 動力をご使用になる場合は、特に電気工事店と事前に協議をして頂く様重ねてお願いいたします。（建物周辺の、関西電力容量に制限が有る場合が有り、時間を必要とます）

2. 電話・情報設備について

- ◇ 当建物には、一般電話回線（NTT）と、光回線（NTT）のどちらも引込が可能です。（お近くのNTTへ申し込みと協議をして下さい）
- ◇ 新規の電話（情報）回線は、店舗西面外壁より引き込んで頂く様、関係会社と協議をお願いします。（西面外壁に壁貫通口を設けています）

3. テレビ共聴設備について

- ◇ テレビ共聴は、西面外壁に設けたボックスに同軸ケーブル端末が収容されていますので、接続してテレビ視聴できます。
- ◇ 視聴可能なチャンネルは下記の通りとなります。（有料チャンネルは別途個別契約して下さい）
 - 地上デジタル波（NHK 大阪総合、NHK 大阪教育、毎日放送、朝日放送、関西テレビ、読売テレビ、NHK 京都総合、KBS 京都放送）
 - BS デジタル
 - 110度CS

注1） 記載以外の電波が受信できる場合が有りますが、視聴を保証する事は出来ません。

注2） 衛星放送を視聴するためには、対応するテレビと「分波器」が必要となります。

4. 自動火災報知設備につて

- ◇ 当建物には、自動火災報知設備の設置及び維持の義務が有ります。内装に伴って現在設置されている感知器の、移設及び増設等の変更が発生した場合、所轄消防へ届出が必要となります。又、工事に際しては、専門業者で行う必要が有りますのでご注意ください。（必ず防災専門業者及び、所轄消防と協議して下さい）

5. ガス工事について

- ◇ 各店舗西面へ、新設サービスバルブを配置しており、ガスメーターを設置出来る様になっています。ガスのご使用に際しては、大阪ガスへの申し込みが必要となります。連絡をして頂くと新規のメーターの取付を行います。申し込みは室内の工事が完了してからとなりますので工事会社の方と十分協議を行って下さい。(現在プラグ止をしている室内のガス管のからの分岐は出来ません。)

6. 水道工事について

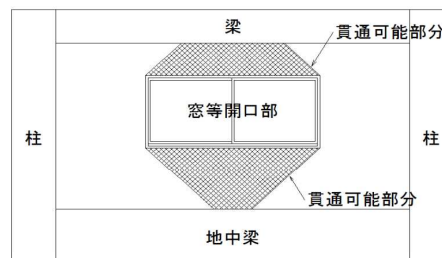
- ◇ 各店舗西面へ、新設量水器を配置しております。水道のご使用に際しては、水道局へ開栓の申し込みが必要となります。

7. 空調工事について

- ◇ 1階店舗西面にエアコン室外機を設置すると思われませんが、西側壁面は、消防法で決められた冷媒配管の貫通部の処理が必要となります。

8. 外壁の貫通工事について

- ◇ 1階店舗西側外壁面を貫通できる部分は、耐震構造上、窓やドアの上下部分の中央付近のみとなります。それ以外の部分で貫通する場合は、耐震構造上の安全性を確認する必要があります。



- ◇ 貫通口やダクト等の開口部は、建築基準法に定められている「防火設備」とする必要があります。店舗計画の際は、設計者又は工事会社等の専門知識を有する方と十分に協議を行ってください。